

令和7年8月29日

石巻市議会議長 遠藤宏昭 殿

会派名 無会派  
代表者名 佐藤雄一

### 研究研修会等参加報告書

研究研修会参加の結果について、次のとおり報告します。

#### 記

#### 第1 研究研修会名

1. 四国若手議員の会 令和7－8年度総会・第1回研修会
  - (1) 研修①【フェイズフリーについて】  
講師：鳴門市危機管理局
  - (2) 研修②【子育て支援について】  
講師：鳴門市子育て支援課
  
2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」
  - (1) 研修①【次のターゲットは議選監査委員！地方議会の機能強化について】  
講師：ローカルマニフェスト推進連盟共同代表／  
あきる野市監査委員／あきる野市議（5期）子籠敏人 氏
  - (2) 研修②【誰も取り残さない教育をつくる～今、自治体が取り組むこと～】  
講師：株式会社こども政策シンクタンク代表取締役 白井智子氏
  - (3) 研修③【地方創生2.0 交付金事業について】  
講師：内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部  
事務局参事官補佐 大矢和樹 氏
  - (4) 研修④【幸福度の高い持続可能なまちづくりの実現について】  
講師：徳島県三好市市長 高井美穂 氏

#### 第2 期間

1. 四国若手議員の会 令和7－8年度総会・第1回研修会
  - (1) 令和7年8月18日（月）午後2時15分～午後3時15分
  - (2) 令和7年8月18日（月）午後3時25分～午後4時25分

2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

- (1) 令和7年8月19日(火) 午後1時10分～午後2時10分
- (2) 令和7年8月19日(火) 午後4時～午後5時
- (3) 令和7年8月20日(水) 午前9時30分～午前10時20分
- (4) 令和7年8月20日(水) 午前10時30分～午前11時20分

第3 場所

1. 四国若手議員の会 令和7－8年度総会・第1回研修会

- (1) 鳴門市消防庁舎3階 会議室  
(徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170)
- (2) 鳴門市消防庁舎3階 会議室  
(徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170)

2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

- (1) シビックセンター4F さくらホール  
(徳島県徳島市元町1-24)
- (2) シビックセンター4F さくらホール  
(徳島県徳島市元町1-24)
- (3) ホテルサンシャイン徳島アネックス館3F 天鳳  
(徳島県徳島市南出来島町2-9)
- (4) ホテルサンシャイン徳島アネックス館3F 天鳳  
(徳島県徳島市南出来島町2-9)

第4 参加者氏名 佐藤 雄一

第5 参加目的

1. 四国若手議員の会 令和7－8年度総会・第1回研修会

(1) 研修①【フェイズフリーについて】

東日本大震災の被害を受けた石巻市民として、今後も起こり得る地震や津波の被害に対する策を準備しておくのは大切だが、いつ起こるかわからない災害に対して、最大限の警戒をし続けるのは難しい。鳴門市では、第一段階、第二段階といった警戒の段階「フェーズ」の考えを取り払い、日常に自然と防災を取り入れていくという考えで非常時への備えを行っている。フェイズフリーについて理解を深め、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

(2) 研修②【子育て支援について】

石巻市でも様々な施策を行っているが、鳴門市では「なるとまるごと子育て応援パッケージ」として、出会い創出から高校卒業までの子育て世代を支援する施策を丸ごとパッケージとした考えで事業を行っていると同った。「なるとまるごと子育て応援パッケージ」について理解を深め、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

(1) 研修①【次のターゲットは議選監査委員！地方議会の機能強化について】

本市でも平成29年の自治法改正後も、議会の中から監査委員を選出している。議選監査委員がよい仕事をすれば地方議会の機能強化につながることから、現職の議選監査委員の意見を伺い、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

(2) 研修②【誰も取り残さない教育をつくる～今、自治体が取り組むこと～】

本市でも不登校の児童生徒が多くなってきていることから、日本初の公設民営型フリースクールを立ち上げ、誰も取り残さない教育を目指す活動をされている社会起業家・こども政策シンクタンク代表の白井智子氏のお話を伺う。不登校問題の解決方法について理解を深め、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

(3) 研修③【地方創生2.0 交付金事業について】

令和7年度から、これまでの地方創生の予算がおよそ倍になり、使い勝手も良くなっていると伺った。議員がというより、市の担当職員に聞いて欲しい内容であるが、地方創生2.0 交付金事業について理解を深め、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

(4) 研修④【幸福度の高い持続可能なまちづくりの実現について】

衆議院議員を3期、徳島県議会議員を2期、徳島県三好市長2期目現職という政治経験豊富な高井美穂さんのお話を伺い、幸福度の高い持続可能なまちづくりの実現について、三好市の施策や市長の考えなど理解を深め、本市の今後の施策の参考としたいことから、本研修を受講した。

第6 研究研修会の概要

1. 四国若手議員の会 令和7-8年度総会・第1回研修会

8月18日は、全国若手議員の会・四国ブロック（四国若手議員の会）主催の研修会で、今回は徳島県鳴門市において開催。

(1) 研修①【フェイズフリーについて】

鳴門市役所新庁舎に隣接する鳴門市消防庁舎3階の会議室において開催。鳴門市危機管理局の方にお話を伺った。30年以内に80%の確率で南海トラフ巨大地震

震が発生するといわれている。実際に起きれば最大震度は7、最大津波高は30mを超えると想定されており、徳島県の太平洋側に位置する鳴門市では、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。指定基準の概要は、津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村、同一府県内の津波避難対策の一体性の確保（浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮）また、重複して南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されている。指定基準の概要は、震度6弱以上の地域、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮。令和7年3月31日に内閣府より発表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、死者29万8千人、震度6以上は24府県、建物全壊・消失は235万棟、経済被害292兆円、避難者1230万人、災害関連死者は5万2千人の被害が想定されている。その中でも、徳島県では死者数が4万1千人、建物全壊は13万6千棟、避難者数は最大48万4千人の被害が出ると想定されている。災害はいつ起こるかわからない。しかし、必要とわかっていても、いつ起こるかわからない非常時への備えは進みにくい。災害時には、平時の社会的課題が顕在化している。例えるなら、高齢化社会の進展、地域コミュニティの衰退、ニーズの多様化・複雑化、災害の激甚化・頻発化などがあげられる。鳴門市では平成23年、東日本大震災の甚大な被害を見て、地震と津波への対策を進めるため鳴門市地震津波対策推進計画を策定した。平成24年、25年には内閣府及び徳島県が南海トラフ巨大地震の被害想定を発表した。想定を超える深刻な被害の様態。平成27年にはフェイズフリー協会の佐藤代表との出会いがあり、鳴門市の様々な施策に「フェイズフリー」を取り入れていくことにシフトした。鳴門市地域防災計画では、災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策、南海トラフ地震対策等の総合的な防災対策を定めた、市の防災における最上位計画である地域防災計画に、全国に先駆けて「フェイズフリーの研究・啓発」を盛り込んだ。平時の事業の推進や、日常生活の質の向上が防災対策を進めるための鍵となると考え、地域コミュニティとの連携で地域防災力を高め、企業との連携で企業防災、福祉分野との連携で福祉防災など、「フェイズフリー」が浸透することで日常の中に溶け込んでいるモノ・サービス等により、自然と災害から守られている状態をつくることのできる。限られた予算の中で、防災・減災の対策以外に、福祉や教育などの各種政策に注力することができ、同時に災害対応も可能となる。日々の生活を向上しながら、市民の命を守ることができる鳴門市を目指すと、力強い言葉を伺い、研修①は閉められた。

(2) 研修②【子育て支援について～なるとまるごと子育て応援パッケージ～】

研修①と同じ会議室で行われ、鳴門市役所子育て支援課の方にお話を伺った。なるとまるごと子育て応援パッケージ事業の背景として、鳴門市の現状は、人口移動調査年報によると、平成9年が人口のピークで66,081人、翌年から人口の自然減が始まった。社会減が常態化し、平成9年に594人だった出生数は平成27年には

400 人以下となり、平成 28 年には人口 6 万人以下となった。少子高齢化、人口減少の進行が止まらないといった事情が背景にある。自然動態から見ると、合計特殊出生率が低水準で推移し、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の平均値は、1.22。徳島県全体では 1.46 なので、県の平均より低く、未婚率の増加や転出超過によって 15 歳から 49 歳までの女性も減少、晩婚化の進行などの要因がある。また、社会動態から見ると平成 15 年から転出超過が常態化、男女ともに 20 代から 30 代にかけて転出の割合が高い。20 代の女性が特に転出している。鳴門市を離れた若者が再び戻ってくる人数も少ないといった要因があげられる。子育て世代、特に 20 代から 30 代が近隣の市町へ流出しているため、アンケートを実施したところ、「教育、保育の充実」や「公的費用の軽減が必要」といったことがわかり、特に支援が必要な時期は義務教育終了後と判明した。その結果から、結婚、新生活、妊娠、出産、子育て、住宅取得の各ステージを『子どもファースト』の視点から強力に支援し、子育て世代の定住人口の確保を図る必要があることから、令和 4 年度から『なるとまるごと子育て応援パッケージ事業』をスタートさせた。徳島県内唯一の子育て応援都市の実現を目指すとしている。この『なるとまるごと子育て応援パッケージ事業』、令和 7 年度当初予算は、3 億 8306.2 万円で、前年度当初予算より約 3300 万円増やしている。内容は「出会い・結婚・新生活・妊娠前」「妊娠・出産」「就学前」「小学生」「中学生」「高校生など」別に見ていくと、「出会い・結婚・新生活・妊娠前」では一期一会プロジェクト 200 万円、地域結婚支援重点事業 20 万円、地域結婚支援事業補助金 60 万円、なると結婚新生活スタート支援補助金 1500 万円、なると新婚世帯家賃補助金 600 万円、赤ちゃん授業（未来のパパママ応援プロジェクト）20 万円、子育て世代のライフプランニング応援事業 28.5 万円、『葉酸』接種サポート事業 30 万円。「妊娠・出産」では、新生児出産祝い金（赤ちゃん一人に 10 万円）2500 万円、不育症治療支援事業 150 万円、多胎妊婦健康診査支援事業 7.5 万円、妊娠判定受診費用助成事業 10 万円、不妊治療費助成事業 1015 万円、ママのための学び舎事業（家事や育児の合間に在宅ワークで新たな収入を得られるスキルを身につけることができる“ママビヤ”を開催）95 万円。「就学前」では、乳幼児ねんねケア事業 91.9 万円、在宅児応援おむつ等無償宅配事業 1548 万円、保育料無償化事業（0 歳児～市内認可外含む、所得制限なし）4272.2 万円、保育士人材確保推進事業（奨学金返還助成）960 万円、就学前の障がい児発達支援無償化事業 50 万円、病児・病後児保育広域利用料助成事業 10 万円、ファミリーサポートセンター利用料助成事業 86 万円。「小学生」では、小中学校等入学祝い金（子ども一人に 1 万円）800 万円、市内企業おしごと体験事業 67.8 万円、新一年生ランドセル無償化事業 369.7 万円。「中学生」では、インフルエンザ予防接種費助成事業（中 3、高 3 に支援）486.3 万円、中学三年生応援給食費無償化事業 2701.1 万円。「高校生など」では、鳴門市奨学金制度（高校入学時に 10 万円）650 万円、高校生等医療費助成事業（経過措置）50 万円、高校生授業料助成事業（授業料を無償に）

3074.6万円。また、全期間通して住宅取得には、なると定住促進住宅取得補助金事業（鳴門市で住宅を建設・購入したら最大100万円）6300万円の予算が組まれている。なるとまると子育て応援パッケージ事業での「出会い・結婚・新生活・妊娠前」は子育て支援課が担当する。未来のパパ・ママ応援プロジェクトの概要は、まだ子どものいない未来のパパやママが、子育て中のパパやママ、赤ちゃんとふれあう「赤ちゃん授業」等のイベントに参加することで、妊娠・出産・育児について考え、親になる準備や子育てを視野に入れた「自分たちのライフプラン」を具体化していくことを応援する。子育て世代のライフプランニング応援事業の概要は、結婚等により新たなライフステージを迎えるにあたり、妊娠・出産・子育て・住宅取得を始めとしたライフプランや家計管理、プレコンセプションケアに関するセミナー等を実施することにより、鳴門で生きる子育て世代の未来の生活を考えるきっかけづくりと安定した生活設計を応援する。「妊娠・出産・就学前」の新生児出産祝い金事業は、子どもが生まれた家庭に対し、その誕生を祝い、経済的な支援を実施することで、子どもを産み育てることに対する負担感を軽減し、少子化の改善、子育て世代の定住促進につなげるため、新生児1人あたり10万円の出産祝い金を支給する。おむつ・粉ミルク等無償宅配事業は、0～2歳児の在宅で育児をしている世帯に対し、経済的負担軽減等を図るため、紙おむつ・粉ミルク等を無償で宅配する。「就学前・小学生」のファミリーサポートセンター利用料助成事業は、育児に関する相互支援活動を目的とした会員組織であるファミリーサポートセンターの利用料の一部を助成、提供会員の報酬も増額することで、より事業を利用しやすくなるよう取り組む。病児・病後児保育広域利用助成事業は、病児・病後児保育事業がより利用しやすくなるように、近隣市町の病児・病後児保育施設を利用した場合にかかる利用料と市の同事業利用料（1日2000円）との差額を助成する。「小学生・中学生」の新1年生ランドセル無償化事業は、次年度の小学校新入学児童のうち希望者にランドセルに代わる通学用の軽量リュックサックを無償配布し、子どもの身体的負担と保護者の経済的負担の軽減を図る。小中学校等入学祝い金事業は、小・中学校等に1年生として入学する子どもがいる世帯にお祝いの気持ちを表すとともに経済的な支援を行うため、子ども1人あたり1万円の入学祝金を支給する。子育て支援課以外の事業例では、不妊治療費助成事業を行っており、令和4年4月1日以降に受けた保険適用の一般不妊治療、生殖補助医療を助成する。令和7年4月1日以降の治療から、生殖補助医療と併用した先進医療も助成の対象に拡充。これは徳島県で初の試みである。また、保育料無償化事業では、認可保育施設及び市内の認可外保育施設を利用する保護者が負担する保育料を0歳児から完全無償化。所得制限なし、第一子から対象となり、子育て家庭の経済的負担を軽減する。中学3年生応援給食費無償化事業は、高校進学等を控え、経済的負担が大きくなる中学3年生の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費を無償化している。なると定住促進住宅取得補助金事業は、市内で住宅を建築・購入した世帯（夫婦（又

はパートナー)のいずれかが39歳以下)に対し、補助金を交付している。住宅の建築・購入30万円その他、満15歳以下の子ども1人につき10万円、市内業者で建築又は購入20万円、住宅取得で鳴門市内に転入20万円、親世帯と近居(2km以内)10万円、親世帯と同居20万円、居住誘導区域で住宅取得10万円などを組み合わせ、最大で100万円が受け取れる。さらに、「なるとうずっ子学力向上パッケージ/plus事業」を実施しており、就学前から中学校卒業(高校入学)まで、鳴門市独自の特色ある教育を実施し、子どもたち一人一人の無限の可能性を伸ばすことを目的に、令和5年度からスタート。具体には「就学前」から「小学校」にかけてコグトレ実施(認知機能強化トレーニング)予算額63.6万円、「小学校」に学力向上推進アドバイザー派遣事業893万円、「小学校」から「中学校」にかけて、なると学力調査を実施125.2万円、AIドリル導入実施1859.3万円、フリースクール等授業料補助事業180万円、「中学校」にオンライン英会話導入551.4万円、英検授業料全額補助事業480.5万円、鳴門理数塾開講事業31.8万円、国内留学体験事業153.5万円。プラス、「高校」に高校生英語検定料助成事業114.8万円、鳴門高等学校奨学金給付事業120万円などを実施している。令和7年度、新たにフリースクール等授業料補助事業・高校生英語検定料助成事業などが追加され。未来を生きる子どもたちの確かな学力向上の取り組みを一層推進する、というお話を伺った。8月19日は、全国組織である全国若手議員の会が主催の研修会で、今年度の全国会長が在籍している四国ブロック、徳島県徳島市で開催。

## 2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

### (1) 研修①【次のターゲットは議選監査委員！地方議会の機能強化について】

シビックセンター4F さくらホールにおいて開催された。講師は全国若手市議会議員の先輩でもある、子籠敏人あきるの市議会議員が登壇して説明を行った。まずは講師のプロフィールから、あきる野市議会議員5期目であり、あきる野市監査委員2期目、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科博士課程前期修了、ローカル・マニフェスト推進連盟共同代表、全国若手市議会議員の会OB会副会長、元あきる野市議会議長、元全国若手市議会議員の会副会長(2017-2018年度)株式会社時事通信社に勤務していたという経歴である。子籠氏が提出者となり、成立させた主な条例も紹介された。

- ① あきる野市議会基本条例
- ② あきる野市議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例(※市議会を通年議会へとシステム変更するために行ったもの)
- ③ あきる野市議会の議員報酬等の特例に関する条例(※議員が長期に議会を休んだ時、報酬を減額するもの)
- ④ あきる野市公共交通に関する条例

⑤この他に、規則改正や予算修正などもあるとのこと。

続いて、【本日の内容】が伝えられた。

ア．そもそも自治体の監査とは

(ア) 学校監査の事例から

(イ) 自治体の監査体制

(ウ) 監査等の種類について

イ．監査等をやる意義

ウ．議選監査のやりがい、醍醐味

ア．そもそも自治体の監査とは、例えばこんなことをチェックする。と、スライドを使って学校監査の事例が紹介された。理科の実験室の棚にある実験用試薬の使用期限が切れていないか、図工室の電動糸のこぎり機に糸のこぎりが付いたままになっていないか、倉庫などに学校と関係の無い酒の瓶などが放置されたままになっていないか、体育館の倉庫の奥など、非常口の表示があるのに、その手前に物が置いてあったりして非常口が塞がれていないか。学校には、危ないところがいっぱいある。とのことで、学校監査の視点を教えていただいた。

a 私物(化)のチェック。

学校開放を通じて、地域の一部団体が備品や倉庫を、申請や許可なく置いているケースがある。これらは行政財産でも教育財産でもないため、扱いは慎重になされるべきで、トラブルのもとにもなる。許可があったとしても、更新がされず担当者が変わっていたり、学校に鍵を預けられていなかったりと管理も曖昧になりやすい。あきる野市で実際にあった事例を教えていただいた。許可なく置かれている倉庫あり。勝手に都合よく置き場所を変えている倉庫。学校が鍵を保管していない倉庫あり。何の倉庫か把握していない倉庫あり。学校開放に関係のないものを置いている。近隣住居用のカーブミラーを学校敷地内に勝手に設置していた。

b 危険物のチェック

理科室や保健室の薬品、特に鍵をかけての保管が義務付けられている硫酸、塩酸、水銀など毒劇物の保管状況や使用期限などを確認し、あわせて管理簿の記載も適正にされているかチェックする。また、図工室や家庭科室なども刃物や工具等が保管されており、管理状況を確認する。あきる野市の事例を教えていただいた。理科室に期限切れの薬品多数、薬品の管理簿なし、薬品棚の転倒防止器具が外れたまま、整理整頓されていない理科準備室。技術室の電動糸ノコギリの刃が付いたまま。校庭に瓦礫などの危険なものを放置。「危険・絶対入ってははいけません」という看板が立てられていたが、瓦礫は片付けるべきである。

c お金のチェック

学校では、学校徴収金基本計画を定めて移動教室や卒業アルバムなど、様々な学校徴収金を集めているが、これに記載のない方法で徴収しているケースもある。こ



の他にも校長口座の管理や交際費の支出基準、現金出納簿、様々な支出負担行為などお金の取扱いが多々ある。あきるの市の事例を教えていただいた。校長室の金庫内に管理簿のない現金あり。校長口座の出納簿なし。校長交際費の支出基準が曖昧。学校徴収金基本計画にない方法で集金していた。講師報償額の積算根拠なしのものがあつた。新聞購読の契約が口約束のみで継続していた。そういった事例が実際にあるということで、あきる野市の令和6年度の定期監査(学校)報告書の「第3監査の結果」を見せていただいた。『第3 監査の結果、東秋留小学校監査の結果、東秋留小学校が所管する財務に関する事務等は、監査を実施した範囲において、法令等に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、個別意見については、事務の改善または検討等を要望するものであるので、より適正で効率的な執行となるよう努められたい。

## 1 個別意見

- (1) 講師等謝礼(報償)額の支出基準について「小学校総合的学習経費」や「小学校食育推進活動経費」の講師謝礼(報償)額については、あきる野市の独自研修に係る講師謝礼支払基準や東京都教職員研修センターの講師謝礼支出基準を参考として積算し、予算化していることが確認された。また、年度当初に、事業内容と講師謝礼(報償)額については、学校長の決裁を得て決定していることが確認できた。しかしながら、教育委員会として共通の謝礼(報償)額の支出基準を設定し、謝礼(報償)額の根拠の公平性及び透明性がより担保されるよう検討されたい。
- (2) 学校徴収金基本計画について令和6年4月に策定した「あきる野市立東秋留小学校学校徴収金基本計画」について、学校徴収金の種類と目的に「ひまわり学級にかかる教材費会計」が含まれていなかった。このため、これを追加し、学校で取り扱う全ての学校徴収金が含まれるよう整備されたい。
- (3) 出勤簿の管理について会計年度任用職員の出勤簿について、勤務時間等を訂正したが、訂正印のないものが見受けられた。また、年次有給休暇等の記載の方法についても統一されていないものがあつたため、教育委員会は「あきる野市立学校職員出勤簿整理規程」により、その方法等について再度周知し、出勤簿で正しい出勤記録が速やかに確認できるよう、適正な対応を図られたい。
- (4) 切手の管理について各種事業で使用している切手の管理について、「切手使用簿」に使用枚数を記録する欄はあつたが、日付や残数を記載する欄はなかった。適切な在庫管理を図るため、日付や使用枚数、残数がわかるよう、「切手使用簿」の記載方法について改められたい。
- (5) 備品の管理について備品の管理については、「あきる野市物品管理規則」により教育総務課が担当し、学校では多数の備品を管理する必要があることから、紙の台帳ではなく、データによる管理を行っていた。年に1度、備品管理を実

施し、故障等で不要となった備品の状態の精査をしていることは確認ができたが、保存年限を経過し備品データからは削除となったものの、まだ保存状態が良く使用に耐えうることから、校内で再利用している備品(以下「再利用品」と言う。)が多数あることが確認された。これらについては、いつから再利用品となったかも不明であり、全体的な把握は困難な状態となっている。地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない旨が定められている。備品は再利用品を含め市の財産であり、備品管理の適正な実施に加え、再利用品とわかる表示や日付を記載したシールを貼るなど、再利用品の効率的な管理方法についても検討されたい。

- (6) 理科準備室における薬品の管理について薬品について、購入日の書き間違いや、使用期限が過ぎているものがあつた。また、購入年月日や開封日が不明で長期間保管していると見られる薬品もあつたため、全ての薬品に購入日や開封日を記載するなど、適正で安全な管理を図られたい。
- (7) 図工室の糸のこ機械の安全な管理について図工室の糸のこ機械について、使用していない間は機械に箱をかぶせて安全管理を図っていたが、中には糸のこの刃が付いた状態で保管されているものが数台あり、危険であつた。授業終了時には刃の状況についても確認し、適切な糸のこ機械の管理に努められたい。
- (8) 保健室の薬品の管理について保健室の薬品の管理状況について、「薬品管理簿」と現物の数に相違があるとともに、同管理簿には、薬品の購入日の記録がされていなかった。このため、購入日を記録するなど、適正な管理に努められたい。
- (9) 公有財産の使用許可の更新について学校開放等で校庭を使用するスポーツ団体が校庭に設置した倉庫について、行政財産である校庭の目的外使用許可の更新手続を確認したところ、許可期間が満了の場合、許可者と被許可者の間で疑義がなければ、使用許可の期間が自動的に更新されることとなっていた。行政財産の目的外使用許可については、「あきる野市公有財産規則」に基づき使用許可を行い、期間については、同規則第23条第1項により原則1年を超えない範囲で許可することとされている。また、使用許可期間が満了した場合は、同規則同条第2項において、更新することができる旨が定められており、この規定による対応であることは確認できた。しかしながら、許可年月日が合併前のものも多数あり、また、許可を受けた当時の設置場所とは異なる場所に倉庫が移設されているものや、使用内容が変更になっているもの、使用申請書に記載すべき設置目的等が記載されていないものもあつた。設置場所や使用内容が変更になったときは、変更の届出の提出や新たな使用許可を受ける必要がある。しかしながら、長年自動更新を行っていたため、申請の必要性や書類の不備にも気づけなかったと推測される。このことに関しては、昨年度、多西小学校の学校監査において、個別意見として、同様の問題を指摘しているところ

ろである。利用者側の利便性を図っての自動更新とのことであったが、そのことが逆に不適切な管理になってしまっていた。公有財産の使用許可の更新手続のあり方について、教育委員会として再度検討されたい。また、使用許可の更新に際し、安全管理上の責任の範疇や鍵の管理などについて教育委員会内で十分協議の上、文書による明確化を図り、緊急時にも速やかな安全管理が図られるよう対応されたい。

- (10) 各種倉庫内のわかりやすい表示と整頓について体育用品等の各種倉庫を確認したところ、物品の写真を貼るなど児童が元の場所に速やかに戻せるような工夫がされていた。その結果、児童が自ら主体的に片づけ、いずれもきちんと整頓されていた。他校の模範となる対応であり、引き続き継続されたい。また、東中学校の監査の結果、東中学校が所管する事務の一部に次のとおり不適正な事項が認められたので、必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。また、個別意見については、事務の改善または検討等を要望するものであり、より適正で効率的な執行に繋がるよう検討されたい。

## 1 不適正な事項

- (1) 学校徴収金の出入金の管理について「あきる野市立東中学校学校徴収金基本計画」に定められている学校徴収金については、教材費や PTA 会費など複数あり、現金出納簿は種類毎に作成していたが、通帳一冊に複数の項目の現金を管理していることが確認された。そのため、出入金を記帳後、内容を鉛筆で通帳に記録し管理しているが、各出納簿との速やかな整合性の確認が難しいため、内容毎に通帳を作成するなどの管理に改められたい。また、「あきる野市立中学校の学校徴収金事務取扱規程」第6条及び第7条により、校長及び副校長は、預金通帳と現金出納簿の毎月の照合が義務づけられているが、1学期に1回の照合としていることが確認されたため、規定に基づく対応に改められたい。
- (2) 学校長室金庫内の現金について学校長室内の金庫について、中を確認したところ、出納簿に記録されていない現金が確認された。この不明金について調査するとともに、出納簿に記録するなど適正に管理されたい。
- (3) 情報資産の外部持ち出しについて学校徴収金を保護者から口座振替するための事務手続について、口座情報を入れた USB メモリを金融機関に持ち出す必要が生じている。その際には、令和6年7月にあきる野市教育委員会が策定した「あきる野市教育情報セキュリティポリシー」に基づき、校長決裁により同メモリの持ち出しの許可を得ていることは確認できた。しかしながら、同ポリシー作成の基となった、令和6年1月改訂の文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、児童生徒のプライバシー性の高い機微情報や学校運営に係る校務系情報の中で機密性の高い情報は重要性分類Ⅱに位置づけられ、持ち出し持ち帰りの記録をつけなければならないとされ

ている。このUSBメモリは、個人情報を含んでおり、重要性分類Ⅱに該当すると考えられることから、同ガイドラインに沿った記録をつけるなど、十分な安全対策上の配慮が必要と考える。このことから、今後もUSBメモリの学校外への持ち出しの継続が想定される場合は、「あきる野市教育情報セキュリティポリシー」における取扱いについて再検討するとともに、二次利用、三次利用を防ぐために、USBメモリを外部に持ち出さずに、口座振替手続が可能である金融機関に変更するなどの対応策を検討し、より安全な事務処理が図られるよう速やかに事務改善されたい。

- (4) 技術室（木工室及び金工室）等の整理整頓と安全管理について技術室（木工室及び金工室）、家庭科室及び理科室並びに各準備室について、教材の収納整理が徹底されておらず、また、洗濯機など不要なものや長期間使用していないもの、使用期限が過ぎたものも多数見受けられた。学習指導要領や教科書を参考に各教材の使用頻度を確認するとともに、その頻度に応じた効率的な収納整理に努められたい。なお、使用期限が過ぎたものは速やかに廃棄することに加え、今後使用する見込みのない教材については、廃棄処分を検討されたい。また、家庭科準備室で包丁の管理簿がないこと、木工室で機械のコンセントが差したままになっていたこと、のこぎりやエンジンオイルなどの危険物がそのまま机上に置かれていることなど、安全管理上懸念される点が多く見受けられた。特に金工室は、現在、部活動としてのみ部屋を使用しているとのことであったが、生徒のみが在室している可能性もある中、ガソリンや引火しやすいスプレー缶等が近接して置かれており、万が一の事故発生に備えた対応がされているのかなど、安全対策全般について重大な懸念を抱いたところである。ガソリンやその他、安全管理上問題となるものの速やかな撤去、技術室（木工室及び金工室）等全般の整理整頓及び安全管理を行い、生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう至急対応されたい。

## 2 個別意見

- (1) 講師等謝礼（報償）額の支出基準について「中学校総合的学習経費」の講師等謝礼（報償）額について、あきる野市の独自研修に係る講師謝礼支払基準や東京都教職員研修センターの講師謝礼支出基準を参考として積算し、予算化していることが確認された。また、年度当初に、事業の内容と講師等の謝礼（報償）額については、学校長の決裁を得ていることも確認できた。しかしながら、より積算根拠の透明性が担保されるよう、学校又は教育委員会として謝礼（報償）額の支出基準を定めることを検討されたい。
- (2) 学校徴収金（教材費）の未収金の解消について学校徴収金（教材費）について、保護者が指定した振替口座の残高不足や、納付書による現金での納付がされていないなどの理由により、経常的に未収金が発生していることが確認され

た。学校では、通知や電話による督促や催告を行い、納付を促すなど一定の対応は行っているが、未納が解消されず、結果として教材費に不足が生じ、必要な部数を一度に発注したり支払いをすることができないなどの支障が生じているとのことであった。未収金が解消されなければ、日々の事務作業に支障が生じるとともに、年度末の学校徴収金（教材費）の精算処理が遅れ、期日までに納付いただいている他の多くの保護者の方に不信感を生じさせ、また、納品業者の方への支払いの遅れが生じるなど様々な不利益を生じかねないと考える。教育委員会としても、他校での状況を確認のうえ、学校徴収金（教材費）の未収金の把握及び解消に向け、学校とともに対応策を講じられたい。

- (3) 学校徴収金（教材費）の教材発注の手続きについて教材の発注については、現在、口頭により行われているとのことであり、文書としては確認できなかった。未収金等の事情により、一度に発注できない現状もあるとのことであったが、発注は契約行為であり、会計事務規則に基づき、適切な発注から納品、支払いまでの事務処理がされるよう改善されたい。
- (4) 学校徴収金（特別支援学級移動教室会計）について特別支援学級の校外活動に必要な学校徴収金については、通帳を使用せずに現金と出納簿で管理していることが確認できた。安全管理上適切でないため、通帳を作成し、出入金をしっかりと管理及び記録をされたい。加えて、現金の保管場所について検討することなどを適切に実施し、校内での現金の管理が最小限かつ安全に行えるよう管理方法の改善をされたい。
- (5) 校長口座の利息の管理について学校徴収金等の校長口座について、「決済用普通預金」ではなく、「普通預金」として口座を開設し利息が発生していること、利息は、精算時に寄付し0円となるよう処理をしていることを確認した。しかしながら、寄付する先をどこにするかなどに属人的判断がなされる可能性もあり、寄付の取り扱い方法にも難しい点がある。これに対し、自治体が広く使用している「決済用普通預金」は、利息がつかない代わりに、預金の全額が預金保険制度による保護対象となり、寄付の取り扱い方法に苦慮することもなく安全性も確保される。このため、順次、「決済用普通預金」への変更を図り、預金の全額が預金保険制度の保護対象となり、安全性が高められるよう改められたい。
- (6) 出勤簿の管理について会計年度任用職員の出勤簿について、勤務時間等を訂正したが、訂正印のないものが見受けられた。また、年次有給休暇等の記載の方法についても統一されていないものがあつたため、教育委員会は「あきる野市立学校職員出勤簿整理規程」により、その方法等について周知し、出勤簿で正しい出勤記録が速やかに確認できるよう、適正な対応を図られたい。
- (7) 備品の管理について備品の管理については、「あきる野市物品管理規則」により教育総務課が担当し、学校では多数の備品を管理する必要があることから、

紙の台帳ではなく、データによる管理を行っていた。しかしながら、備品管理の定期的な実施状況を確認したところ、これについては行われていなかった。定期的な備品の状態の確認と備品データの整理に努められたい。また、故障や型が古くなったことなどにより長期間使用していない備品については、用途変更や廃棄処分を検討されたい。加えて、保存年限を超過し備品データからは削除となったものの、まだ保存状態が良く使用に耐えうることから、校内で再利用している備品(以下「再利用品」と言う。)が多数あることが確認された。これらについては、いつから再利用品となったかも不明であり、全体的な把握は困難な状態となっている。地方財政法第8条では、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない旨が定められている。備品は再利用品を含め市の財産であり、備品管理の適正な実施に加え、再利用品とわかる表示や日付を記載したシールを貼るなど、再利用品の効率的な管理方法についても検討されたい。

- (8) 切手の管理について各種事業で使用している切手の管理について、「郵券使用簿」に使用枚数を記録する欄はあったが、日付や残数を記載する欄はなかった。適切な在庫管理を図るため、日付や使用枚数、残数がわかるよう、「郵券使用簿」の記載方法について改められたい。
- (9) 毒物劇物危険防止管理規定について東中学校で作成している「毒物劇物危険防止管理規定」において、「管理体制」とすべきところを「管理体積」、「管理担当者」とすべきところを「管理責任者」とするなど、誤字や管理責任者が不明確になっているなどの不備があるため、規定を整備されたい。また、更新の際は、同規定に策定及び更新年月日を記載し、一定の年数が経過した規定について、定期的に見直しを図られるよう対応されたい。
- (10) 理科教材用薬品の管理について理科教材用薬品の管理状況について、保管する薬品に開封日が不明なもの、使用期限が過ぎていると思われるものが見受けられた。理科教材用薬品については、取扱いにより危険が伴う場合があるため、使用期限の厳正な管理や使用期限後の薬品の適切な廃棄に努められたい。また、「理科薬品管理簿」に、薬品の購入日の記載欄がなく、購入日が不明であることのほか、薬品の残量の記載(グラム等)のみであるため、現物と管理簿の速やかな照合が難しく、薬品の紛失があっても気づきにくい現状であることが確認できた。このことから、管理簿に購入日を記入する欄を設け、また、薬品の瓶に番号をふるなどして、「理科薬品管理簿」により適正な在庫管理が速やかに行えるよう改善し、定期的な点検や校長への管理状況の報告など適切に対応されたい。
- (11) 保健室等の薬品の管理について保健室等薬品の管理状況については、「保健医薬品管理簿」による管理がされていなかった。保健室は様々な生徒が利用する

部屋であるため、同管理簿を作成し、適切に使用状況や在庫等を把握して明確な薬品管理に努められたい。また、体育館内で管理している救急ボックス内の薬品について使用期限切れが確認されたため、保健室同様、使用状況や在庫確認、使用期限等適切な薬品管理に努められたい。

- (12) 学校敷地内の倉庫について学校敷地内にある倉庫のひとつについて、少なくとも6年間は誰も開けておらず、設置者やその目的も不明であるとの倉庫が確認できた。このことにより、学校側で調査したところ、サッカー部用の倉庫であると判明したが、備品としての取り扱いもなく、台帳での整備もされていなかった。そもそも学校が管理している敷地内において、6年間も管理が不明な倉庫が放置され、把握もされていないこと自体適切ではなく、不明であれば、速やかに教育委員会等に問い合わせるなど対応を図る必要があったと言わざるを得ない。このようことから、各倉庫の管理の所在などを整理するとともに、学校敷地内の倉庫を明確に把握できるよう管理簿の作成等を検討されたい。また、学校が管理する倉庫で鍵が見つからないものがあつたため、改めて倉庫と鍵の突き合わせを行うとともに、適切な鍵の保管方法についても検討、対応されたい。
- (13) 体育館の避難経路について体育館の非常口への避難経路について、卓球台や扇風機等が置かれているため、その経路の確保が十分でない箇所が確認できた。この備品については、当初、使用しているとの説明であったが、その後、故障しているとのことであった。速やかな避難経路の実現のため、この状況は適切ではないと考える。廃棄すべきものは速やかに廃棄し、避難経路が適切に確保されるよう対応されたい。
- (14) プールの管理運営について学校プール水中の残留塩素については、文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルにより、0.4 mg/L 以上、1.0 mg/L 以下であることが望ましいとされている。しかしながら、プール日誌により、残留塩素濃度が1.5 mg/L 以上や2.0 mg/L 以上であるなど基準を超える日が16日中6日もあつたことが確認された。プール内の残留塩素は感染症対策として一定の濃度が必要であるが、高濃度になりすぎると逆に眼や皮膚への刺激が考えられる。基準を超える場合は、プール全体の水質を再度確認し、入泳を一時取りやめ、脱塩素剤を使用して基準値内になってから入泳するなどの安全確認を実施する必要がある。生徒の安全確保のため、同マニュアルに基づく対応とするよう改められたい。また、西多摩保健所から、プール設備の故障や安全管理上の懸念について指摘されていることが報告書により確認できた。このことについても教育委員会と十分協議し、対応を検討されたい。
- (15) 屋外消火器格納箱の破損について屋外消火器格納箱について、破損し、開かなくなっているものを確認した。また、令和6年8月に施設営繕課予算により実施した消防設備点検でも、格納箱底部の腐食等により交換の必要性が指摘さ

れているものがあることも確認できた。法令遵守の観点から、速やかに交換や修繕等を実施し、非常時に消火器が支障なく使用できるよう対応されたい。

総括予備監査や本監査を通じ、学校側の説明に一貫性がなく、学校側の把握が十分でないと感じざるを得ない点が多々見受けられた。このため、他校において監査を受ける際は、具体的な根拠資料や証拠に基づいた説明ができる状態にすること、教育委員会においては、各校にその周知の徹底をされること、を切に願います。』という内容であった。改めて、自治体の監査体制についてお話を伺った。監査委員は主に識見監査委員（代表監査委員）、議会選出監査委員、監査事務局（または監査委員事務局）が存在する。中核市以上の規模なら人員は多いが、一般市以下は限られた監査体制（監査資源）で運営していることが多い。主な監査の種類は、監査、審査、検査の3つである。

監査は、①定期監査（財務監査、工事監査、学校監査）、②行政監査、③財政援助団体等監査、④その他、法令に基づく監査（随時監査、議会の求め、市長の要求、住民の請求（住民監査請求））がある。審査は、①決算審査、②基金運用状況審査、③財政健全化判断比率等審査。検査は、例月現金出納検査（または例月出納検査）があり、毎月の市のお金の出し入れを確認。「監査をやると、市のお金の流れがよく分かる」と言われる理由である。

イ. 監査等をやる意義についてお話を伺った。そもそも、市役所や町役場などの中には、程度の差はあれ不適切なものが色々ある。監査とは、自治体内のその危なっかしいものを見つけてやめさせること。例えば、お金や切手、備品類の管理、借地などの契約の内容、見直しがされていない例規類など。危なっかしいものとは、組織のリスク要因である。つまり、組織のリスク要因を取り除くのが監査の仕事である。議選監査となって、本市の監査の大前提について考えると、人は間違いをする、人は忘れる、そして、監査を受けるのも監査を行うのも人である。人に罪を作らせない、リスクを負わせない、リスクを取り除くのが任務。我々のチェックによって市役所（市民）と職員を守る。この「組織や人を守る」という視点に立って監査をできれば、監査として良い成果を出せる。加えて、各自治体の監査がこういった姿勢で仕事をしているかもポイントで、そういったところは、各自治体の監査計画をのぞいてチェックしてみれば分かる。あきる野市の令和7年度の監査計画では、「基本方針」の中で、「市民の視点」や「分かりやすい情報の提供」「監査委員等の専門性の向上」「人材育成」「デジタルの活用」など、様々な姿勢を打ち出している。

ウ. 議選監査のやりがい、醍醐味についてお話を伺った。識見監査は行政内部に詳しくない。一方、議選監査は精通している。ここに、議選監査の役所があると考えられる。改めて考える 議選監査の 勘所・役所。①定性的な面での監査（例規類のチェ



ックなど)、②市の施策や状況について識見監査へ解説、③監査対象の選定における助言、④監査計画の見直しの発議、⑤研修の充実、⑥他市との連携(他市への行政視察も)、⑦議員ネットワークを活かした活動、⑧予算要求(図書費や講師料など)、⑨議選監査の選択制の導入に対する見解、⑩議会との連携・連動、⑪オンラインの取り入れ。また、月間『地方財務』で令和5年に連載された「議選監査委員の意義と使命」大正大学の江藤俊昭教授らが執筆。執筆者らで早稲田大学において研修会も実施された。この連載の中で、江藤教授は「議選監査委員の新時代の息吹」と述べ、「識見監査委員を支援するとともに、政治的感覚を有した監査を行うのが議選監査委員」としている。政治的感覚とは、議会で議論している論点を踏まえた監査の視点・住民からの意見を踏まえた視点・不十分性の指摘(資料提供や報告・意見書案の内容など)。ということで、議選監査には、議員とは全く異なる面白さがあると教えていただき、最後に、若手議員として何ができるのか?の問に、「議選監査委員になる」ことをおすすめされた。議会や会派のパワーバランスで議選監査になることはできない議員でも、我が街で、議選がどう機能しているか確認し、時に提案することもできる。もしすでに議選監査の経験があれば、議会として、いい人材を送り込む。この他にも大事なことは平成29年の地方自治法の改正で、第196条1項に、「議員のうちから監査委員を選任しないことができる」との「できる規定」が追加された。いわゆる議選監査委員の「選択制」が導入された。これを受け、あきる野市議会では、「議会選出監査委員のあり方」と題した全議員研修会を開催し、意義や存廃を協議した。結果、「議選監査委員は廃止すべきではない」との結論を得て、時の市長にも申し入れを行ったとのこと。監査に興味のある方は、『50のポイントでわかる、はじめての自治体監査』『監査委員事務局のシゴト』『自治体議員が知っておくべき政策財務の基礎知識』といった書籍が紹介され、研修①は閉じられた。

## 2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

### (2) 研修②【誰も取り残さない教育をつくる～今、自治体が取り組むこと～】

研修①と同じホールで行われた。講師は、社会起業家・こども政策シンクタンク代表の白井智子さん。プロフィールが紹介された。公益社団法人ハタチ基金理事、一般社団法人海士町未来投資委員会理事、認定NPO法人CLACK理事、公益財団法人SMBCグループ財団理事等、株式会社日本テレメッセージ社外取締役、Yumeスクールラーニングパートナー、ピースウィンズ Study in America、プロジェクトディレクター、ADDs アドバイザー等。内閣府休眠預金等活用会議委員、文部科学省中央教育審議会臨時委員、子ども家庭庁こどもまんなか社会実現準備会合委員等。TBSテレビ「ひるおび」、MXTV「堀潤 Live Junction」等コメンテーター。日経ビジネス「次代を創る100人」、AERA「日本を突破する100人」FORBES

JAPAN 「日本のルールメーカー30人」等に出選。1972年千葉県生まれ。4歳から8歳をシドニーで過ごし、日豪二カ国の教育を体験。東京大学法学部卒業後、松下政経塾に入塾。1999年沖縄のフリースクール設立に参加、校長をつとめる。2003年NPO法人トイボックスを立ち上げ、大阪府池田市と連携して不登校の子どもたちのための全国初の公設民営フリースクール「スマイルファクトリー」を設立。東日本大震災後には福島県南相馬市に「みなみそうまラーニングセンター」「にこにこ保育園」等を開設。2020年から2期4年、NPO等社会的企業の業界団体新公益連盟の代表をつとめた。2024年10月、こども政策シンクタンクを設立。社会的格差の固定化を解消するためのプロジェクトを推進しながら政策提言活動を行っている。

新刊「脱『学校』論：誰も取り残されない教育を作る」(PLANETS) 早速講演がはじまり、なぜ、学校をつくろうと思ったのか、お話を伺った。4歳から8歳をオーストラリアで過ごし、二つの国の教育を体験し、日本では単一の価値観で子どもを評価して落ちこぼしていくことへの違和感を感じていた。東京大学在学中にバブル崩壊を経験。学歴社会の終焉を目の当たりにした。松下政経塾で学んだ「現地現場主義」を実践し、23歳にして二度目の小学校生活を体験した。そのような活動の中から、学校に行けない子どもたちが憧れて行ける場所を創りたいとの思いが生まれた。26歳の時、沖縄アクターズスクールを母体に沖縄県恩納村に「ドリームプラネットインターナショナルスクール」を設立した(1999年)。不登校の子どもたちから学んだことは、「成長したくない子どもは、本当は一人もいない。」否定され続け、心が折れ、諦めていただけ。きっかけさえあれば、どんな子どもも必ず成長する。活動を続ける中で、絶対的肯定から信頼関係の連鎖が生まれた。自分に合った教育と出逢えばどんな子どもも必ず成長すると確信した。

沖縄でフリースクールを立ち上げたものの、全額受益者負担のため、高額な授業料となってしまった他、学校外教育が当時は法律で認められていなかったため、差別を受ける等の問題が発生した。行きたいけど行けないと全国の子どもたちからSOSが届くようになった。本当に助けを求めている子どもたちと出会うには公教育と連携しなければ難しいという結論に至った。

そのような経験をしてできたのが、日本初の公設民営フリースクール「スマイルファクトリー」。子どもたちと親が元気でいられる社会を作ること为目标に活動するNPO法人トイボックス。活動のひとつであるスマイルファクトリーは、日本で初めて公教育とNPOが連携した公設民営型のフリースクールである。大阪府池田市の委託を受け、2003年に開設。不登校や引きこもり、発達障害などの児童の教育相談、個別指導、家庭訪問などを行う。通所、家庭訪問を合わせて100名の児童生徒が在籍。在籍校と連携して行き来できるというメリットがあり、設立から10年で池田市内の不登校児童生徒数は約4割減となった。卒業生がスタ

ップとして現場にかえるエコシステムでもある。フリースクールでの気づきは、多感な、発達段階も知識の覚え方、認知の傾向も多様な子どもたちは、30 から40 人に同じ方法で一斉に学習させることにそもそも無理がある。「学校」は低コストで大人数を教育する「装置」であり、システムの問題が大きいことに気づいた。そんな中、2016年12月7日教育機会確保法が成立。学校を休む必要がある子どもの存在が初めて法律に明文化される。不登校状態にある子どもを国、自治体が支える責務を定める。フリースクール等、多様な教育の場と自治体が連携することを定める。という法律ができたが、なかなか社会に浸透しなかった。多くの教員や教育委員会が法律の存在を知らない状態が続いた。「学校」が社会から孤立した別社会を形成していることに原因があった。2024年10月の時点で、小中学校における不登校の児童生徒数は、34万6482人。2022年の文部科学省の調べによると、発達障害をもつ子どもの割合は8.8%。35人学級なら3人いる、ということだが、現場実感ではもっと多いと感じた。多くの子どもに日本の公教育が合っていない現状が続いている。子どもたちの中には、学校に行きたい、でも行けない、と思う子も少なくない。なぜなら、AI時代にペーパーテストの点数で人間に優劣をつける。答えを教え、学ばない大人の枠の中に閉じ込める。自ら考え、決める力を奪う教育。軍隊教育の名残りか、暴力、いじめの連鎖。子どもの人権が守られない、法律が守られない世界。学校間格差、教員間格差が大きい。それなのに選択権が子どもにない。等が考えられる。

国の教育政策の転換…「個別最適化」が既定路線に。コロナ前は「課題を抱えた子ども」に必要な教育をいかに保障するかだったが、コロナ後は不確実性の時代に。「どんな子どもも」予測不能な時代を生き抜ける教育になってきている。150年間変わらない学校教育の転換点を迎えている。2024年8月29日学校教育法施行規則が一部改正。「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」一定の要件の下で、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを明確化された。要件は、学校、保護者、教育支援センター、フリースクール等との十分な連携協力関係があること等。正解がわからない不確実性の時代の中で、誰も取り残されない教育を実現するために。それぞれの子どもが自らの「偏り」「違い」「チャーム」をベースにして「答えのない問い」に取り組み続けることのできる環境を整えたいと考えている。どんな子供も落ちこぼさない、個に寄り添う教育、子育て環境の充実を目指す。

未来の教育への提案1として、学びの個別最適化を揚げ、「先生」の役割は学びのコーディネーター、ナビゲーターにする。基礎学力の習得にはAIも活用し、個別の学びのログも自動的に残す。カタヨリ、トンガリはリアル体験で伸ばす。学びの評価の尺度を多様に。学年へのこだわりをなくし、比較からの自由と異質なものと共存する力を。

未来の教育への提案2として、子どもだけでなく、大人も死ぬまで学び続ける。互いに学び合うコミュニティの中で子どもは育つ。未来の教育への提案3として、どんな子どもにも選択肢を。フリースクール、学童保育、放課後の居場所、塾、習いごと、子ども食堂、サークル、コミュニティ、周りに何も無い地域でも、転校という選択肢もある。

誰もが「居場所が複数ある」安心感を。令和元年度内閣府が発表した「子供、若者の意識に関する調査」では、自己肯定感、今の充実感、将来への希望、チャレンジ精神、社会貢献意欲、全て、居場所の数が多いほど高い数値になる結果が出ている。どんな環境に生まれても、必要な教育、支援と繋がれるようにセーフティネットを重層的につくる「誰も取り残されない教育へ」選択肢がない子どもをゼロにしたい。フィンランド・コトカ市の事例を参考に、一人一人に合った教育を提供することで「誰も取り残されない教育」は実現できる。

学校として、不登校にどう対応するか。「学校復帰」を無理にさせようとしても、逆効果でしかない。子どもが抱える課題に寄り添うことによるのみ、子どもは学校との信頼を結び直し、学びを取り戻す。国全体の教育システムが機能しなくなっている前提のもと、一定数は学校に合わない子どもがいることが前提の学校運営が必要とされている。ポイントは、複数の居場所、学びの場所を一緒に探すことから信頼関係はつくれる。学校以外の機関との連携。スクールロイヤーなど学校以外の第三者に介入してもらうこと。

自治体に取り組むべきことは、多様な子ども達のために、多様な教育環境を整備する。好事例は法律に。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）関連条文を抜粋すると、法第3条第1号では、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。法第3条第4号では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

法第3条第5号では、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。法第10条では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法第11条では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する

支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。「誰もがそれぞれの情熱と才能を解き放てる世の中に」とのメッセージを受けて、研修②は閉められた。

## 2. 全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」

### (3) 研修③【地方創生2.0 交付金事業について】

徳島市のホテルサンシャイン徳島アネックス館3F 天鳳の間で行われた。

講師には、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室の担当者が登壇し、新しい地方経済・生活環境創生交付金について説明を伺った。新しい地方経済・生活環境創生交付金は、第2世代交付金、デジタル実装型、地域防災緊急整備型、地域産業構造転換インフラ整備推進型の4つに分けられ、第2世代交付金は、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しするものであると説明を受けた。具体には、最先端技術教育の拠点整備・実施（ソフト・ハードの一体的支援）、農産物直売所・多世代交流施設の一体的な整備（分野横断的な支援）、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築、国の伴走支援の強化などがあげられる。デジタル実装型は、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援する。具体には、書かない窓口や、地域アプリ、オンライン診療などがあげられる。

地域防災緊急整備型は、避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援する。地域産業構造転換インフラ整備推進型は、半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する。地方創生交付金の予算額推移では、令和6年補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。令和7年当初予算は2000億円、令和6年補正予算で1000億円（令和6年当初予算は1000億円で令和5年の補正予算が735億円であったことから、平成28年から令和6年まで毎年約1000億円だった当初予算は、令和7年から2倍になっている。地方創生交付金（1.0と2.0の違いについて）、地方創生交付金1.0では、ソフト、拠点整備、インフラ整備といった区分が設けられ、それぞれ申請書を提出しなくてはいけなかった。地方創生交付金2.0（第2世代交付金）では複数要素を組み合わせ、より効果の高い事業を促進するため、区分の見直しが行われ、インフラの対象を拡大している。（ソフト又は拠点整備の組み合わせを条件）

件数・金額・期間の見直しも行われ、ソフト3件、一件0.7億円/（複数年

年度可)、拠点整備は当初で年度に一件5億円(複数年度可)、補正で5億円(単年度事業のみ)だったところ、ソフトは年度に10億円(複数年度可)、拠点整備も年度に10億円(補正も複数年度可)となった。事業毎の上限を緩和されたのと、補正も複数年度事業が可能になった。さらにPDCAの見直しも行われ、外部有識者の参画は効果検証の段階のみだったものが、事業の検討・実施・検証の各段階に地域の多様な主体の参画を義務付けとなり、効果検証結果の公表は努力義務だったものが、効果検証結果+改善方策の公表を義務付けに変更された。

第2世代交付金の概要は、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

制度概要は、①地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援。※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。②ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化。申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。③事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築。産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。ソフト事業の事業計画期間は原則3か年度以内(最長5か年度)、交付上限額・補助率は、1自治体当たり国費、都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度、補助率：1/2となっている。拠点整備事業の事業計画期間は原則3か年度以内(最長5か年度)、交付上限額・補助率は1自治体当たり国費、都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度、補助率：1/2となっている。インフラ整備事業の事業計画期間は、原則5か年度以内(最長7か年度)、交付上限額・補助率は1自治体当たり事業計画期間中の総国費、都道府県：50億円(単年度目安10億円)、中枢中核：20億円(単年度目安4億円)、市区町村：10億円(単年度目安2億円)、補助率：1/2等(各省庁の交付要綱に従う)となっている。評価基準は、目指す将来像及び課題の設定。KPI設定の適切性。自立性。地域の多様な主体の参画。

第2世代交付金における制度の概要は、「地域の多様な主体の参画」について、地域の多様な主体(産官学金労言など※)が連携し、それぞれの知恵と情熱を活かして地域の可能性を引き出すことを後押し。地方創生の取組みについて、現場の声・ニーズに基づく、真に効果のある事業の実現を図るため、産

官学金労言の議論など地域の多様な主体の参画を促す。

※産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道機関参画は、より多くの主体が参画することが望ましいが、少なくとも都道府県・中枢中核都市は「自治体＋3者」、その他の市区町村は「自治体＋2者」が事業ごとに参画（異なる区分の3者又は2者が参画することが必要）。各地方公共団体における既存の枠組みを活用することも可能。役割は、各交付金事業の実質的な検討への参加。各交付金事業のフォローアップ（PDCA サイクルへの参加）。産官学金労言などの参画による事業の進捗状況・効果測定を実施。実施計画への記載事項は、産官学金労言などの「主な役割、意見及び改善方策への反映」参画する産官学金労言などの主体名、どのような役割により関与しているのか、各主体の意見、各主体の意見をどのように改善方策に反映させたのかを記載する。その他、交付金事業に係る効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化。デジタル実装型の概要、目的はデジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援。概要は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援。

【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組。

【TYPEV】ブロックチェーンや AI など新たなデジタル技術（※）を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援※例：NFT、DAO 等システム、AI ツール、マイナカード、データ連携基盤など。

【TYPES】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組。

共通案件は、①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む。②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立する。

地域防災緊急整備型の目的は、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援する。概要は、避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援する。

主な車両や資機材の例は、快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラ

一、簡易トイレ等。温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材等。プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド等。入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備等。※このほか、「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」で取り上げたような、災害対応上効果が認められ、住民の避難生活環境の向上に資する新技術の活用も対象。交付上限は、補助率：1/2。(国費)：都道府県6000万円、指定都市・中核市・中枢中核都市5000万円、市区町村4000万円。

取組の例は、災害時での避難所支援を前提に、キッチンカーやトイレカー等の導入を進める起業支援。小さな拠点等の地域運営と連携したパーティション備蓄等の防災の取組支援。災害時連携協定を結ぶ地元業者から防災資機材を導入し、地域経済活性化と被災者支援を連携など。地域産業構造転換インフラ整備推進型の概要について、施策の目的は、半導体等の大規模な産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を強力に推進することにより、国内投資の促進、国際競争力の強化、雇用機会の創出等を図る。施策の概要は、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの産業拠点整備等にとって、必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する。※新しい地方経済・生活環境創生交付金の一類型（地域産業構造転換インフラ整備推進型）。施策の具体的内容は、都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定（実施計画には、民間事業者と連携し、産業拠点整備等に必要となる関連インフラ整備事業を記載）。実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成。配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行。交付対象事業は、選定された民間プロジェクトの関連インフラ（工業用水、下水道、道路）の整備に係る事業で、実施計画に記載されたもの。交付割合は、工業用水：3/10等、下水道：1/2等、道路：5.5/10等。プロジェクト選定に当たっての視点について、国策的意義（半導体等の国策的見地から支援すべき大規模な産業拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること等）。関連インフラを優先的に整備する緊急性・合理性があること。雇用機会の創出、地域経済の活性化、生活環境の創生など、周辺地域の地方創生に寄与すること。プロジェクト選定会議で選定された大規模産業拠点整備等プロジェクトには、JASM 熊本工場やラピダス北海道がある。他の採択事例等では、新地方創生交付金の事業採択の考え方について、概ね、以下の考え方に沿って、新地方創生交付金（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）の事業を採択している。

地方創生2.0の「基本的な考え方」を踏まえたもの

(例) 魅力ある働き方・職場づくり、買物・医療サービスの維持等、生活環境の創生に資する取組み。



- (例) 二地域居住の推進等、東京一極集中是正に資する取組み。
- (例) 伝統工芸品の高付加価値化等、新しい地方経済の創生に資する取組み。
- (例) デジタル公共財の利活用等、新技術を活用した取組み。
- (例) 多様な関係者を巻き込んで地域の活性化や課題解決を目指す取組み。
- 「令和の日本列島改造」に掲げられた柱を踏まえたもの。
- (例) 子育て支援等、若者や女性に選ばれる地域づくり。
- (例) 地方イノベーション構想につながる異業種・異分野で連携した取組み。
- (例) 広域リージョン構想につながる複数自治体で連携した取組み。

例として…

岡山県奈義町「まちへの人の流れをつくる移住促進事業」

福井県あわら市「あわら市観光まちづくり推進事業」

福岡県香春町「来て見て、住んで春香る町へ。旧香春小学校を活用した秋月街道沿い旧商店街賑わい再生事業」

富山県朝日町「まちづくり会社を中心とした官・民・地域共創型「たのしい未来」づくり事業」などの参考資料を拝見した。

新地方創生交付金の採択結果について（令和6年度補正予算・令和7年度当初予算分）、第2世代交付金は1025団体、2491件、交付対象事業費3444億円、採択額（国費）1729億円。デジタル実装型、TYPE1：1100団体2081件、TYPEV：131団体17件、TYPES：4団体4件、交付対象事業費451億円、採択額（国費）234億円。地域防災緊急整備型は783団体、783件、交付対象事業費282億円、採択額（国費）、141億円。地域産業構造転換インフラ整備推進型は、4団体、4件、交付対象事業費174億円、採択額（国費）90億円。合計で、1539団体、5380件、交付対象事業費4351億円、採択額（国費）2193億円。新地方創生交付金の採択事例（生活環境の創生）では、山形県長井市「地方創生2.0推進のコミュニティ拠点機能構築事業」住民にとって身近なコミュニティセンターを拠点として、健康・医療、福祉、食・物販などの生活を支える施策・サービスを官民連携で複合的、効率的に展開するための体制構築及び試行・検証を実施。日常的にコミュニティセンターを通じてリアル/オンラインで市民・行政・民間事業者等を繋げる。市民の利便性向上や愛着心の醸成を図り、地域への定着を図る。主なKPI①世帯数（+96世帯）②コミュニティセンター利用者数（+6826人）（事業年度：R7～R9、交付対象事業費：1.7億円）

鳥取県「鳥取式・買物環境支援（安心して住み続けられるふるさとづくり）」  
○地域スーパー設置、貨客混載、移動販売や無人販売など市町村や地域運営組織が行う取組に対して包括的に支援。「特定地域づくり事業協同組合」の活用促進による雇用環境の創出と担い手確保のため、組合の運営手法等のノウハウを持つ団体をアドバイザーとして県内全域で支援。地域が行う先進地視察のサポートやネットワークの構築、体制強化を行う。将来的に持続可能な買物

環境を維持・確保し、安心して住み続けられる地域を確立。主な KPI①転出超過数 1830 人→740 人②新たな買物環境確保に関する取組件数 (+10 件) (事業年度：R7～R9、交付対象事業費：6.1 億円)。

岡山県奈義町「まちへのひとの流れをつくる移住促進事業」移住ツアーの実施や住まいの情報の一元化など、戦略的な PR を展開するための移住支援拠点を整備。移住先の検討で障壁となっている、公共交通や出産・子育てに係る医療サービスの確保・質の向上のため、AI 等を活用したDX化を推進。移住支援体制の整備や生活環境の創生により、子育て世帯や若者の移住を促進。主な KPI①転入者数 1 割増 (+33 人) ②移住ツアーを経て移住につながった人数 (+26 人) ③合計特殊出生率 1.88→2.30 (+0.42) (事業年度：R7～R9、交付対象事業費：7.1 億円)

新地方創生交付金の採択事例(地方経済の創生)では、福井県あわら市「「あわら温泉」を核としたまちづくり」オープンデータ化された 10 旅館の予約状況・宿泊単価・稼働率等に活用したエリアマーケティングを担う人材育成を官民連携で実施。あわら温泉の顔となるような温泉情緒溢れる拠点として、全体に湯気が立つような温泉が流れる水路を配した広場を整備。温泉関係者の連携強化による魅力向上と賑わい創出を図る。主な KPI①観光入込客数 4 割増 (+76 万人) ②外国人宿泊客数を 5 倍 (+73000 人) ③客室単価を 4 割増 (+17592 円) (事業年度：R7～R10、交付対象事業費：20.8 億円)

山口県美祢市「厚保くり YAMAMORI プロジェクト」特産品である「厚保くり」について、スマート農業導入による作業合理化・省力栽培、人材確保等による生産供給体制の確保、農業従事者の事業継続・事業承継の取組による生産体制の強化。高付加価値の加工品の創出により、市場価値の向上に取り組む。「厚保くり」の産出額増加を目指し、地域全体の稼ぐ力の向上を図る。主な KPI①厚保くり販売金額 (+15000 千円) ②厚保くり生産部会の新規加入者数 (+6 人) ③くりの新規加工商品売上高 (+7000 千円) (事業年度：R7～R9、交付対象事業費：0.9 億円)

福岡県広川町「ネイティブテキスタイル産地プロジェクト」伝統工芸品の「久留米絣」を歴史・文化も含めた「ネイティブテキスタイル」と定義し、その価値を広く発信。銀行や大学の助言も得ながら、関連事業者が連帯して、海外展示会に出展しプロモーション。染の過程で生じる発酵や化学反応を小中学生にわかりやすく教えるワークショップの開催等により、文化継承と新たな人材育成、獲得。ネイティブテキスタイルによる地域経済の活性化と若い世代の誇りの醸成。主な KPI①海外市場での商談成立数 (+9 件) ②本事業を通じての売上額 (+4200 万円) ③視察人数(クリエイター、事業者) (+450 人) (事業年度：R7～R9、交付対象事業費：1.0 億円)。

新地方創生交付金の採択事例(若者・女性に選ばれる地方)では、山梨県丹

波山村「地域留学を通じた若者に魅力的な地域づくり」自然豊かで比較的都心に近い特性を活かし、小中学生向けに長期休暇中の滞在型教育プログラムを開発し、親子での教育移住を促進。「狩猟の村」としての丹波山村ブランドを活かし、他町と連携した大人の地域留学制度や丹波山村オフィシャルアンバサダー制度の構築により、幅広い層にも村の魅力を発信。こどもや若者をはじめとする幅広い層が集う地域づくりを行い、人材流入を強化。主な KPI①地域留学制度を活用した移住者数（+7人）②地域留学制度の活用数（+24人）③村オフィシャルアンバサダーの登録人数（+150人）（事業年度：R7～R9、交付対象事業費：1.8億円）

静岡県浜松市「女性に選ばれるまちプロジェクト事業」持続可能な都市経営を維持するために、若い女性の転出超過を抑制することを目的として、文系女子への就職等に関する PR などを通じて女性の雇用ニーズのミスマッチを解消。近年、女性の社会進出が進む中、顕在化してきた問題を集約し、女性の心情に寄り添った取組を実施。「女性に選ばれるまち」を実現し、すべての人々に魅力的で活力に満ちた都市を目指す。主な KPI①20歳から24歳までの女性の転出超過数(150人→60人)②女性の UIJ ターン就職数(+22人)（事業年度：R7～R9、交付対象事業費：0.9億円）

奈良県宇陀市「エストニアと連携したアントレプレナーシップの学び環境の整備による人材育成及び移住定住の促進事業」世界的な教育先進国また IT 先進国であるエストニアは国土の半分以上が森林に覆われており、歴史文化遺産も豊富で宇陀市と親和性がある。エストニアのアントレプレナーシップの学びの知見を集め、宇陀流にアレンジし、宇陀市に居ながら誰もがその学びを体験できる環境を整備。宇陀市独自の教育により、子育て世帯の移住につなげ、地域の再生に不可欠な担い手確保につなげる。主な KPI①宇陀市における UIJ ターン者数 (+40人) ②宇陀市独自教育プログラムへの参加者数 (+1000人)（事業年度：R7～R9、交付対象事業費：1.0億円）

第2世代交付金(令和6年度補正予算分)の採択事例では、富山県朝日町「まちづくり会社を中核とした官・民・地域共創型「たのしい未来」づくり事業」行政・民間・地域の垣根を超えた官民地域共創を実現するための中核組織としてまちづくり会社を設立し、交通・子育てなどの各種サービスの一体的運営を実施。町民ワークショップなどのイベントを実施し、多様な世代の地域住民がまちづくりに参画する機会を創出。将来に渡って豊かな生活環境を維持・提供できる基盤を整えることで、持続可能なまちづくりを推進。（事業年度：R7～R9、交付対象事業費：3.8億円）

山形県高島町「二拠点居住の魅力向上による人口創出」官民連携により、町内の農業、商工業事業者に、移住者等を受け入れるサポート事業者として活動してもらい、雇用機会を創出。幼稚園や小学校、中学校等への体験入学制度を

新たに確立し、地方での子育て環境を実際に体験。二拠点居住や地方移住機会の創出により、若い世代の移住定住を促進。(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：0.2億円)

福岡県香春町「来て見て、住んで春香る町へ。旧香春小学校を活用した秋月街道沿い旧商店街賑わい再生事業」廃校となった旧香春小学校等の跡地に、チャレンジショップ棟(4店舗)、遊具を備えたイベント広場を整備。チャレンジショップ出店者の育成、開業支援、出店後の伴走支援等を実施。町内外からの集客を図り、町の中心地の賑わいの復活を実現。(事業年度：R7～R9、交付対象事業費：8.1億円)

デジタル実装型の採択事例では、栃木県・県下25市町「県・全25市町による「とちぎ共創プラットフォーム(仮)」による安全安心なまちづくり」県下全ての市町が共同利用可能なデータ連携基盤を通じて、災害リスク情報、インフラ情報、空き家情報などを公開し、いつでも・どこでも必要な情報が入手できる環境を整備。避難行動の迅速化や空き家対策等、地域の安全・安心なまちづくりを推進。(事業年度：R7、交付対象事業費：3.6億円)

石川県加賀市・石川県能美市「加賀・能美スマートサービス構築事業」公民館や遊休化した民間施設を無人店舗に転用することによって、買い物難民等の生活拠点を整備。無人店舗への入店にデジタル認証を用いることによって、安全性と利便性を両立。災害時には、無人店舗を物資供給拠点として開放。過疎地域に住む住民の生活利便性を向上し、災害時にも物質的に孤立しない地域を確立。(事業年度：R7、交付対象事業費：2.5億円)

地域防災緊急整備型の採択事例では、高知県「避難生活支援体制整備事業」民間企業への補助と県での購入によりトイレカー及びキッチンカーを整備し、災害時における避難生活の環境整備を行うとともに、平時においては防災展示等に利活用し防災意識の向上につなげる。県内の5地域本部ごとに運用を想定。(事業年度：R6補正、交付対象事業費：1.1億円)

福井県敦賀市「避難生活支援体制整備事業」地域の拠点避難所である市内10か所の公民館に、TKB(トイレ、キッチン、ベッド)を中心とした資機材を購入。地元大学、各地区区長会、防災士会及びこども食堂ネットワークと連携し、平時の防災及び地域のイベント等で購入資機材を活用し、災害に備える意識を醸成。(事業年度：R6補正、交付対象事業費：0.8億円)

北海道石狩市「地域防災力向上事業」AR/VR技術を活用した災害体験機器を導入し、こどもを始めとした防災教育・訓練を促進。また、テント式パーティションやエアベットを整備し、冬季避難所運営訓練等における体験を通じ、防災を考える機会とすることで、地域防災力の向上及び避難所の環境改善につなげる。(事業年度：R6補正、交付対象事業費：0.2億円)

秋田県(北秋田市、男鹿市、湯沢市との共同事業)「避難所等環境改善総合

サポート事業」広域的な災害に備えて、水循環シャワーや簡易ベッドを整備することで、避難所の生活環境の改善を図る。また、交通アクセスが良好な道の駅等にキッチン資機材を配備し、発災時には飲食店のノウハウを炊き出しに活用して、速やかに温かい食事を避難者（在宅・車中含む）へ提供することができる体制を構築する。（事業年度：R6 補正、交付対象事業費：0.7 億円）

第2世代交付金の対象経費<ソフト事業>では、事業推進主体組成経費（協議会の設立等）、事業構想・計画立案経費、外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）、試作・実証経費（ただし、実装する時期の目途が明らかであるものに限る。）。※地域公共交通の運行にかかる実証経費について、「交通空白解消」や本交付金により新たに整備する拠点への移動手段の確保、観光周遊ルートの確立等、事業目的を達成する上で必要な新規路線等の運行にかかる実証経費は、対象となり得るが、第2世代交付金による支援は1年間分を原則とする。広報・PR 経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）、市場調査経費（テストマーケティング等）、施設整備経費、事業設備・備品経費。

第2世代交付金の対象経費<拠点整備事業>では、①建築物。拠点整備事業が対象とする施設は、地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成等）」に該当するものである。

②建築物と不可分となっている機能を有する設備。整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）については、経費内訳の建築物整備の内容に計上すること。

③設備整備・用地造成等。建築物と不可分となっている機能を有する設備には該当しない設備整備や備品経費、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体（既存施設を除却・解体しなければ新規施設が整備できない場合）、整備対象施設の取得費（公有化）等のハード事業（原則として地方債の対象となる経費）について、経費内訳の設備整備・用地造成等の内容に計上すること。建築物の整備を伴わない設備整備・用地造成等の場合、原則として、長寿命化や単純更新を目的としたもの、工業団地や農地の造成の経費のみの計上は対象とはならない。

④備品整備。地方債の対象とならない備品整備については、事業計画期間中の拠点整備事業の交付対象事業費の2割までとし、備品整備の内容に計上できる。

⑤効果促進事業（ソフト事業）。建築物及び設備整備・用地造成等と一体となってその効果を一層高めるために必要なソフト事業（整備対象施設等で活

用するアプリ開発やシステム構築等を想定)については、単年度で事業が完了する軽微なものに限り、経費内訳の効果促進事業(ソフト事業)の内容に計上することができる。

施設整備・用地造成等の例では、設備整備(屋内遊具、防音施設整備、Webカメラ設置、暖房設備工事、衛生器具設備整備、デジタル設備※等)※「デジタル設備」の例:Wi-Fi工事、キャッシュレス決済設備、ICT機器設備、VR体験エリア設備、デジタルサイネージ、動作解析が可能なAIカメラ。

用地造成(多目的広場・スポーツ広場、スポーツグラウンド、スケートボードパーク、体験農園等)。

外構工事(駐車場、植栽、看板、スロープデッキ設備、オートキャンプサイト設備等)。

解体・撤去工事(既存施設、トイレ、車庫、倉庫等)効果促進事業(ソフト事業)の例。

委託業務(AIを活用した自動音声翻訳アプリの開発、生産販売管理システムの構築、ルート調査・マップ作成業務等)。

#### (1) インフラ整備事業にかかる事業の組み合わせ

インフラ整備事業を実施する場合、以下の組み合わせを条件とする。①下記の事業分野を跨がる複数事業を対象とし、インフラ整備事業(2事業以上)+拠点整備事業 or (andも可)ソフト事業。組み合わせ。インフラ整備事業、拠点整備事業、ソフト事業例、農業農村整備・水産基盤整備、農林水産加工施設、農水産物の高付加価値化・輸出促進

#### (2) 対象となるインフラ整備事業

従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

①治水事業(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の河川事業、その他総合的な治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を含む)。②治山事業。③海岸事業(社総交及び防安交の海岸事業、その他総合的な治水事業を含む)。④道路整備事業(社総交及び防安交の道路事業を含む)。⑤港湾整備事業(社総交及び防安交の港湾事業を含む)。⑥空港整備事業。⑦都市・幹線鉄道整備事業(社総交の地域公共交通再構築事業を含む)。⑧住宅対策事業(社総交及び防安交の地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業を含む)。⑨都市環境整備事業(社総交及び防安交の都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業、その他総合的な治水事業を含む)。⑩下水道事業(社総交及び防安交の下水道事業、都市水環境整備事業を含む)。⑪水道施設整備事業(社総交及び防安交の水道事業を含む)。⑫廃棄物処理施設整備事業。⑬工業用水道事業。⑭国営公園等事業(都市公園事業)(社総交、防安交の

都市公園・緑地等事業を含む)。⑮自然公園等事業。⑯農業農村整備事業。⑰森林整備事業。⑱水産基盤整備事業。⑲農山漁村地域整備交付金。⑳推進費等（社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助）。以上の説明を受け、研修③は閉じられた。

#### （４）研修④【幸福度の高い持続可能なまちづくりの実現について】

引き続き研修③と同じ天鳳の間で行われた。講師には、徳島県三好市の高井美穂市長が登壇し、講演では市長として大事に思っていること。プロフィール、政治家になったきっかけ、国会議員・県議会議員・市長を経験して、三好市の施策について。尊敬する人を持って欲しいということについてお話を伺った。

徳島県三好市は、徳島県の最西端に位置し、香川県、愛媛県、高知県と接する山間過疎地域である。四国４県の市町村の中では最も面積が大きいとのこと。環境は剣山、吉野川など、西日本や四国を代表する山河が揃い、大歩危や祖谷のかずら橋といった徳島県を代表する観光資源に恵まれている。吉野川の流域では、急流を利用して舟遊びが盛んに行われており、2017年には高知県長岡郡大豊町と合同で舟遊びの世界選手権が開催されている。山間部が多くを占め、落石や崩落などがほぼ毎日のように起こり対応に追われている。そういう地域の市長として大事に思っていることは、住民の生活と命を守ることが当然ながら最優先の使命であり、生活をしていく上で公共サービスを確実に提供できるようにするということが首長の一番の使命である。その判断基準や運営について後でお話しいただくとして、先にプロフィール、政治家になったきっかけについてお話を伺った。昭和46年生まれ、徳島県立脇町高等学校卒業、たまたま合格したと謙遜されていたが早稲田大学第一文学部卒業、株式会社ダイエーに入社。神戸が本社だったが就職するときには東京に本社が移転していた。入社翌年には阪神大震災が発生。地元を出て東京で仕事をしていく中で行き詰まりを感じるようになっていた時期があり、自分が住みやすいと思える社会に自分できるように努力すべきだと思ったのが政治家になるきっかけであったとのこと。

平成15（2003）年 衆議院選挙初当選から平成24（2012）年まで衆議院議員を3期務め、文部科学大臣政務官、文部科学副大臣などを歴任。その後は地元に戻って子育てや地域の活動をしていたものの、政治で得た経験は政治で返していこうと、平成27（2015）年 徳島県議会議員に出馬して初当選、平成31（2019）年2期目当選。防災対策特別委員会、総務委員会の各委員長などを歴任した。2期目の2年目で市民から求められ、令和3（2021）年 三好市長選挙に出て当選、三好市長就任、令和7（2025）年2期目の当選をして三好市長再任したところであると伺った。国会議員・県議会議員・市長を経験して、当選を重ねる度に見える景色が違ってくる。山登りと同じだと感じていて、1合1合見える景色が違うのは当然として、できること、やるべきことも違ってくる。そして一番大事な

は、頂点からは必ず下りがあるということ。そして下りのほうが大事、足を痛めるのは下りである。そういうことも考えながら、若手議員に向けて長い議員生活に対する心配をしていただいた。そして、議会活動が全てではなく、民間のほうに向いているかもしれないといった議員も出てくるかもしれない。人生にはいろいろな選択肢があるが、自分を大切に、いろんな選択肢を踏んでいただきたい。政治家の先輩に言われたのは、「3回選挙に出たら、やっと選挙がわかってくるよ」ということ。その時はわからなかったが、やっとじわじわわかるようになってきた。また、「選挙ほど人間修養できる場所はない。人間を磨く砥石は人間である。」とも言われた。嫌な思いもするとは思いますが、やってよかったと思うことが一つでもあればそれは価値のあることだと思うので、続けて欲しいと思う。自分は国会議員、県議、首長という経験の中で、首長にとってもやりがいを感じていて、特に生まれ育った町であるので、地域のことが割とスムーズにわかるという自信もあるし、人口が少ない市なので住民の名前を聞けばどこの町に住んでいる誰かはだいたいわかる。トラブルが起きたときには、ここに相談すれば解決できるといったことや、やりたいことを実現するためにできるだけ直接お話をしよう心掛けているとのこと。議員は、住民からの要望を自分の中で一度消化して、質疑質問の中でとりあげたり、法律や制度の中で提案し、行政と一体となっていていろいろなことを変えていく、それがやりがいになっていると思う。首長になると、自分の構想に予算をつけて職員と一緒にチームで仕事をするということになるので、自分が選んだ副市長や協議しながら人事を決めていき、予算をつけて実行に移す、やったことに最後まで責任をもつというか、失敗しても成功しても予算を付けた側に責任があるということにやりがいを感じている。住民を代表する議員との対話を重ねながら、事業を進めるということは、一緒にできたということお互いにやりがいがあると思う。当然ながら批判は必ずある。そのときに、自分なりの判断基準は3つ。「要望があったとき、それは真実に基づいているかどうか」「それを導入することは皆にとって公平かどうか」「皆にとって利益になっているかどうか」必要であるかどうか検証した結果、やると決めたらスピード感を持って、どこまでやるのか、代替え案はあるか、制度上・法律上できないこともある。妥協策はあるか。運用上どうできるのか、費用はどれ位かかるのかなどを検討した上で、急いでやらなくてはならないことはやる、長期的視野においてやることを一緒にしていく。その時に提案した議員に対しては、議会の中または個別に報告をする。できない要望であればできないと伝えることをしている。自治体は決められたルールの中で、最大限の効果を出すということが求められていて、ルールを変えるということにおいては、議会と相談をしながらするということが基本にある。三好市は議会の本会議も委員会もケーブルテレビで全部放送している。皆に見えるようになっている。議会では市でやっていることの方向性などを議員に伝えることによって市民に伝えることをしてい



る。目の前にいる議員に伝えるのはもちろんだが、行政用語ばかりになっていないかなど、テレビの向こうにいる方々が理解できるようにわかりやすい言葉を使っているとのこと。三好市の施策について。2村4町の合併で支所が5つある。遠いところだと支所から支所まで車で1時間半がかかる。しかし、支所の議論はこの先の要となり、災害対策なども考えて設置しておくという判断をした。お金もかかるが、参観過疎の町の課題は人口減少対策と災害対策。さらに健康福祉対策の3本柱がどこも同じ課題だと思う。うまくいっている自治体のやり方を共有しながら、取り入れられることは取り入れていくということをしていきたい。三好市でやっていることを簡単に説明すると、「デジタル人材の育成事業」を軸として、林業など今あるもので勝負、資源を集約、身の丈に合ったやり方をする。この3つの行政運営のポリシーと3つの判断基準を駆使しながら、やるべき施策を決めていくということにしている。子育て支援策も平均以上に実行している。給食費も無償化している。そして三好市は乳幼児を家でみているご家庭に月3万円の支援をしている。県で行っている保育料無償化政策は、預けてください政策だと思っているので、家庭で育児をしたいという方にも両方で続けていきたい。

最後に、皆さんは文字通り選ばれた人。人生哲学を持って、何のために議員になったのか考え続けながら仕事をしていただきたい。尊敬する人を是非もって欲しい。自分は空海とシェイクスピアと夏目漱石と米津玄師である。共通点は何もないように見えて、ある。この4人は人間の強さと弱さを知り尽くしている。大学の文学でシェイクスピアを専攻していたがその時は気づかなかった。政治家になって改めて「ブルータス、お前もか」の言葉の重みが理解できた。紀元前の話で本当にそんなことを言ったのか誰もわからないが、これがいまだに2000年も超えて語り継がれるのは真理である。空海は「実践の伴わない理論は役に立たない」という言葉を残しており、どんなに優れた教えや知識も、実行されなければ意味がないという思想を表している。夏目漱石は、『私の個人主義』という本の中で「自己本位に生きること」とは、他人の価値観や評価に左右されず、自分の個性を中心に据えて行動する生き方を指します。この生き方は、単なる自己中心ではなく、他者の個性や自由を尊重し、権力や金力に伴う義務を果たすこととセットになっています。漱石は、自身の文学活動や人生における苦悩を乗り越える指針として自己本位を位置づけ、個人の尊厳と社会の健全な発展のために不可欠だと説きました。人間は失敗からしか学びませんが、その通りだと思った。米津玄師さんは誠実にやっていく、相手のことを受け止める。といていた。余裕をもって生きていく、自分に余裕がなければなかなかそういったことはできない。今は政治家となって、できる限りできるところまでやっというと思う。人口減少社会は人間の価値が高い時代。日本はやっていける。持続可能であればいい。「和を以て貴しとなす」聖徳太子の言ったとおりの政治の大事な部分だと

思うし、これからも助け合って支え合って治安を守って社会を維持していきたいというのが今回のテーマに込めた思いである。というお話を伺い、研修④は閉められた。

7 参加経費 69,290円